

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新					旧				
別表1 統合Web端末等によるデータの授受					別表1 統合Web端末等によるデータの授受				
I. 短期社債等					I. 短期社債等				
1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受					1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受				
(1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受					(1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受				
業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考	業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
新規記録	(略)	(略)	(略)	(略)	新規記録	(略)	(略)	(略)	(略)
振替	入力	(略)	(略)	(略)	振替	入力	(略)	(略)	(略)
		一時停止・解除申告 (振替)	振替申請入力日から 振替日 8:30~17:00				一時停止・解除申告 (振替)	振替申請入力日から 振替日 9:00~17:00	
	出力	(略)	(略)	(略)		出力	(略)	(略)	(略)
抹消	入力	(略)	(略)	(略)	抹消	入力	(略)	(略)	(略)
		一時停止・解除申告 (抹消)	償還日の前営業日 8:30~17:00 償還日 8:30~15:00				一時停止・解除申告 (抹消)	償還日の前営業日 9:00~17:00 償還日 9:00~15:00	
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	出力	(略)	(略)	(略)		出力	(略)	(略)	(略)
買入消却	入力	(略)	(略)	(略)	買入消却	入力	(略)	(略)	(略)
		一時停止・解除申告 (買入消却)	買入消却日の前営業日 日から買入消却日 8:30~17:00				一時停止・解除申告 (買入消却)	買入消却日の前営業日 日から買入消却日 9:00~17:00	

	出力	(略)	(略)	(略)
照会		(略)	(略)	(略)

(2) (略)

2. (略)

3. オンライン・リアルタイム接続によるデータの授受

(1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
新規記録	(略)	(略)	(略)	(略)
振替	入力	(略)	(略)	(略)
		一時停止・解除申告(振替)	振替申請入力日から振替日 8:30~17:00	
	出力	(略)	(略)	(略)
抹消	入力	(略)	(略)	(略)
		一時停止・解除申告(抹消)	償還日の前営業日 8:30~17:00 償還日 8:30~15:00	
		(略)	(略)	(略)
	出力	(略)	(略)	(略)
買入消却	入力	(略)	(略)	(略)
		一時停止・解除申告(買入消却)	買入消却日の前営業日から買入消却日 8:30~17:00	
	出力	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

	出力	(略)	(略)	(略)
照会		(略)	(略)	(略)

(2) (略)

2. (略)

3. オンライン・リアルタイム接続によるデータの授受

(1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
新規記録	(略)	(略)	(略)	(略)
振替	入力	(略)	(略)	(略)
		一時停止・解除申告(振替)	振替申請入力日から振替日 9:00~17:00	
	出力	(略)	(略)	(略)
抹消	入力	(略)	(略)	(略)
		一時停止・解除申告(抹消)	償還日の前営業日 9:00~17:00 償還日 9:00~15:00	
		(略)	(略)	(略)
	出力	(略)	(略)	(略)
買入消却	入力	(略)	(略)	(略)
		一時停止・解除申告(買入消却)	買入消却日の前営業日から買入消却日 9:00~17:00	
	出力	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

II. 一般債

1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受

(1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
銘柄情報	(略)	(略)	(略)	(略)
新規記録	(略)	(略)	(略)	(略)
振替	入力	(略)	(略)	(略)
		一時停止・解除申告 (振替)	振替申請入力日から 振替日 8:30~17:00	
	出力	(略)	(略)	(略)
元利払・抹消	(略)	(略)	(略)	(略)
買入消却	入力	(略)	(略)	(略)
		一時停止・解除申告 (買入消却)	買入消却日の前営業 日から買入消却日 8:30~17:00	
	出力	(略)	(略)	(略)
元利払 手数料率	(略)	(略)	(略)	(略)
照会		(略)	(略)	(略)

II. 一般債

1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受

(1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
銘柄情報	(略)	(略)	(略)	(略)
新規記録	(略)	(略)	(略)	(略)
振替	入力	(略)	(略)	(略)
		一時停止・解除申告 (振替)	振替申請入力日から 振替日 9:00~17:00	
	出力	(略)	(略)	(略)
元利払・抹消	(略)	(略)	(略)	(略)
買入消却	入力	(略)	(略)	(略)
		一時停止・解除申告 (買入消却)	買入消却日の前営業 日から買入消却日 9:00~17:00	
	出力	(略)	(略)	(略)
元利払 手数料率	(略)	(略)	(略)	(略)
照会		(略)	(略)	(略)

(2) (略)

2. (略)

3. オンライン・リアルタイム接続によるデータの授受

(1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
銘柄情報	(略)	(略)	(略)	(略)
新規記録	(略)	(略)	(略)	(略)
振替	入力	(略) 一時停止・ 解除申告 (振替)	振替申請入力日から 振替日 8:30~17:00	(略)
	出力	(略)	(略)	(略)
元利払・ 抹消	(略)	(略)	(略)	(略)
買入消却	入力	(略) 一時停止・ 解除申告 (買入消却)	買入消却日の前営業 日から買入消却日 8:30~17:00	(略)
	出力	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

Ⅲ. (略)

(2) (略)

2. (略)

3. オンライン・リアルタイム接続によるデータの授受

(1) 社債等振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
銘柄情報	(略)	(略)	(略)	(略)
新規記録	(略)	(略)	(略)	(略)
振替	入力	(略) 一時停止・ 解除申告 (振替)	振替申請入力日から 振替日 9:00~17:00	(略)
	出力	(略)	(略)	(略)
元利払・ 抹消	(略)	(略)	(略)	(略)
買入消却	入力	(略) 一時停止・ 解除申告 (買入消却)	買入消却日の前営業 日から買入消却日 9:00~17:00	(略)
	出力	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

Ⅲ. (略)

2. 附 則

この改正規定は、令和6年9月24日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 社債等振替制度に係る手数料に関する規則（平成20年12月8日通知）（下線部分変更）

新						旧					
別表 社債等振替制度に係る手数料表						別表 社債等振替制度に係る手数料表					
I. 短期社債等						I. 短期社債等					
1. 制度参加						1. 制度参加					
手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率			手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率		
(略)						(略)					
端末接続料	統合Web端末の全利用者（資金決済会社を除く。）	継続的な端末接続によるシステム資源利用	各ユーザIDに紐付く権限（参加形態）の数の合計が1以上5以下の部分	1社につき	月額1万円	端末接続料	統合Web端末の全利用者（資金決済会社を除く。）	継続的な端末接続によるシステム資源利用	業務利用者ユーザID数が1以上5以下の部分	1社につき	月額1万円
			各ユーザIDに紐付く権限（参加形態）の数の合計が5超の部分	1権限につき	月額1千円				業務利用者ユーザID数が5超の部分	1ユーザIDにつき	月額1千円
(略)						(略)					
2. ～4. (略)						2. ～4. (略)					
(注) 1. 端末接続料については、当該月の各営業日における各ユーザIDに紐付く権限（参加形態）の数の合計に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。						(注) 1. 端末接続料については、当該月の各営業日における業務利用者ユーザID数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。					
2. ～4. (略)						2. ～4. (略)					

II. 一般債			
1. 制度参加			
手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
(略)			
端末接続料	統合W e b 端末の全利用者（資金決済会社を除く。）	継続的な端末接続によるシステム資源利用	各ユーザ I D 1社に 月額1 に紐付く権限 つき 万円 (参加形態)の 数の合計が 1 以上 5 以下の 部分
			各ユーザ I D 1権限 月額1 に紐付く権限 につき 千円 (参加形態)の 数の合計が 5 超の部分
(略)			
2. (略)			
3. その他サービス			
手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
(略)			
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)			
ダウンロード手数料	統合W e b 端末を利用して口座	データのダウンロード処理	1件につき 100円

II. 一般債			
1. 制度参加			
手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
(略)			
端末接続料	統合W e b 端末の全利用者（資金決済会社を除く。）	継続的な端末接続によるシステム資源利用	業務利用者ユ 1社に 月額1 ーザ I D数が1 つき 万円 以上 5 以下の 部分
			業務利用者ユ 1 ユー 月額1 ーザ I D数が5 ザ I D 千円 超の部分 につき
(略)			
2. (略)			
3. その他サービス			
手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
(略)			
同意書に基づく証明書 交付手数料	同意書に基づく 証明書の交付を 受けた機構加入 者	同意書に基づ く証明書の作 成・交付	1通につき 500円 ただし、1通の証明書に添付さ れる帳票の枚数が10枚を超える 場合には、500円に当該帳票の枚 数が10枚を超える部分の1枚に つき10円を加算した金額とす る。 また、郵送による交付の場合、 送付1件につき、420円を加算す る。
(略)			
ダウンロード手数料	統合W e b 端末を利用して口座	データのダウンロード処理	1件につき 100円

	処理明細データ 又は申請進捗管 理データのダウ ンロードを行っ た発行代理人、 支払代理人及び 機構加入者				処理明細データ 又は申請進捗管 理データのダウ ンロードを行っ た発行代理人、 支払代理人及び 機構加入者		
	<u>統合Web端末</u> <u>を利用してすべ</u> <u>ての機構関与銘</u> <u>柄に係る銘柄情</u> <u>報提供ファイル</u> <u>のダウンロード</u> <u>を行った発行代</u> <u>理人、支払代理</u> <u>人及び機構加入</u> <u>者</u>	<u>ファイルのダ</u> <u>ウンロード処</u> <u>理</u>	<u>1件につき</u> <u>2千円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
4. (略) (注) 1. (略) 2. 端末接続料については、当該月の各営業日における各ユーザーIDに紐付く権限(参加形態)の数の合計に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。 3. ～9. (略)				4. (略) (注) 1. (略) 2. 端末接続料については、当該月の各営業日における業務利用者ユーザーID数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。 3. ～9. (略)			

Ⅲ. 短期社債等・一般債共通

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率		
(略)					
端末接続料	統合W e b 端末 を利用する資金 決済会社	継続的な端末 接続によるシ ステム資源利 用	資金決済情報 照会権限を有 するユーザ I D数が1以上5 以下の部分	1社に つき	月額1 万円
			資金決済情報 照会権限を有 するユーザ I D数が5超の 部分	1ユー ザ I D につき	月額1 千円
(略)					

- (注) 1. 端末接続料については、当該月の各営業日における資金決済情報照会権限を有するユーザ I D数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。
2. (略)

Ⅲ. 短期社債等・一般債共通

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率		
(略)					
端末接続料	統合W e b 端末 を利用する資金 決済会社	継続的な端末 接続によるシ ステム資源利 用	業務利用者ユ ーザ I D数が1 以上5以下の 部分	1社に つき	月額1 万円
			業務利用者ユ ーザ I D数が5 超の部分	1ユー ザ I D につき	月額1 千円
(略)					

- (注) 1. 端末接続料については、当該月の各営業日における業務利用者ユーザ I D数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。
2. (略)

IV. 投資信託受益権					
1. 制度参加					
手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率		
(略)					
システム接 続料	統合W e b 端末 の全利用者（発 行者、機構加入 者、受託会社及 び日銀ネット資 金決済会社）	継続的な端末 接続によるシ ステム資源利 用	各ユーザ I D に紐付く権限 (参加形態)の 数の合計が 1 以上 5 以下の 部分	1 社に つき	月額 1 万円
			各ユーザ I D に紐付く権限 (参加形態)の 数の合計が 5 超の部分	1 権限 につき	月額 1 千円
(略)					
(略)					
2. ～ 4. (略)					
<p>(注) 1. 統合W e b 端末の全利用者に係るシステム接続料については、当該月の各営業日における各ユーザ I D に紐付く権限 (参加形態) の数の合計に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を、当該月の営業日数で除した額とする。</p> <p>2. ～ 8. (略)</p>					

IV. 投資信託受益権					
1. 制度参加					
手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率		
(略)					
システム接 続料	統合W e b 端末 の全利用者（発 行者、機構加入 者、受託会社及 び日銀ネット資 金決済会社）	継続的な端末 接続によるシ ステム資源利 用	業務利用者ユ ーザ I D 数が 1 以上 5 以下の 部分	1 社に つき	月額 1 万円
			業務利用者ユ ーザ I D 数が 5 超の部分	1 ユー ザ I D につき	月額 1 千円
(略)					
(略)					
2. ～ 4. (略)					
<p>(注) 1. 統合W e b 端末の全利用者に係るシステム接続料については、当該月の各営業日における業務利用者ユーザ I D 数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を、当該月の営業日数で除した額とする。</p> <p>2. ～ 8. (略)</p>					

2. 附 則

この改正規定は、令和 6 年 9 月 24 日から施行する。